



「提案募集方式」による地方分権改革

人口減少社会、少子高齢化社会の到来など、社会環境が大きく変化した現在、地域が直面する課題はそれぞれ異なりま
す。はたして、現行の国の制度は、その
ような地域の実情に応じた仕組みとなっ
ているのか疑問が残ります。実際に、地
方公共団体が市民サービス充実の観点か
ら、推進する施策について、国の制度や
運用が障害となつて、施策の実行を妨げ
る事例が多くみられるのが現状でありま
す。例えば、人口減少や新技術等の今日
的な課題について、現行の国の基準が厳
格すぎたり、施設・設備や職員の配置等
の基準が全国一律で、地域の実情に合わ
ないことがあります。また、たとえ対応
できても時間がかかったり、事務的負担
が大きくなる場合もあります。この課題
を解決するため、自治体独自で国（内閣
府）に対して提案ができる仕組みとして
生まれたのが、平成26年度から開始され
た「提案募集方式」であります。

その結果、権限移譲（国↓地方、県
↓市町）、または、国から地方公共団体
に対する規制緩和等につながります。こ
の「提案募集方式」は、従前と異なり、
法律のみならず政令・省令から通知等の
運用までも対象とすることが特徴であり
ます。平成26年の導入当初は、府県の提
案が多い状況でしたが、平成29年頃から
市町村の提案が増えてきております。他
市町村が提出した事例として「農地転用
許可の緩和」「保育士の配置要件の緩
和」「救急隊編成基準の緩和」「地方版
ハローワークの創生」などがあります。

本市においても、地域活性化のため
民泊が可能となるよう、4年前（平成
26年）に提案募集方式による申請をし
ました。結果としては実現しませんでした
が、このような動きが契機となり、
今年6月民泊新法が施行されて、合法
的に民泊が可能となったものと思つて
おります。

本市には、このほかにも「保育士の資
格要件の緩和」「鳥獣捕獲要件の緩和」
等の課題があり、これらの課題に対して
「提案募集方式」を活用していきたいと



考えております。

地域が抱える課題は一樣でなく、画
一的な規制の中では解決できない問題
も多々あります。地域の実情に即し、
本市の個性を活かしたまちづくりを
行っていくためには、「提案募集方
式」などの仕組みを積極的に活用して
いくことが重要であります。

いづれにしても、地方分権の趣旨に沿っ
て市民の皆様がゆとりと豊かさを実感し、
安心して暮らすことができる社会の実現に
向けた施策を展開してまいります。

行政情報

制度に関するお知らせ

7月1日から「登録型本人通知制度」が始まります

登録型本人通知制度

住民票の写し等を代理人や第三者に交付した際、事前に登録した登録者にその交付した事実をお知らせすることで、不正請求の抑止や権利侵害を防止することを目的とした制度
※交付の可否を登録者に確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

《対象》

市に住民登録、または本籍のある方
(過去に登録があった方も含みます)

《登録方法・受付窓口》

本庁総合窓口課・各支所窓口係に申請書を用意しておりますので、必要事項を記入し提出してください。
(書類の提出は郵送でも受け付けます)

《必要書類》

・登録者本人の本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付き身分証明書)
※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は保険証・年金手帳等の書類を2点ご用意ください。

※代理人申請の場合は、登録される本人の本人確認書類に加え、代理人の本人確認書類と委任状(法定代理人が申請する場合は法定代理人の資格を証明する書類)が必要です。

《登録費用》

無料

《通知される請求》

- ・住民票の写し※除票含む
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍(謄本・抄本)※除籍含む
- ・戸籍の附票※除附票含む

《通知されない請求》

- ・本人等からの請求
- ・国、地方公共団体等からの公用請求

《通知内容》

①交付年月日②証明書の名称③通数④交付請求者の種別(代理人・第三者の別)
※交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

問総合窓口課 窓口係 担当:西本

☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

盲導犬給付事業

視覚に障害のある方の社会参加を促進するため、広島県では盲導犬給付事業を実施しています。

《対象》

県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も居住が見込まれる18歳以上の視覚障害者で、次の各項に該当される方

- ・視覚障害による身体障害者手帳の等級が1級または2級
- ・就労(見込含)等、社会活動の参加に効果があると認められる
- ・盲導犬を適切に利用し、飼育できる
- ・自己所有家屋以外への居住者は、盲導犬飼育の承諾を家屋の所有者等から得られる

《申込締切》7月31日(火)

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:日野

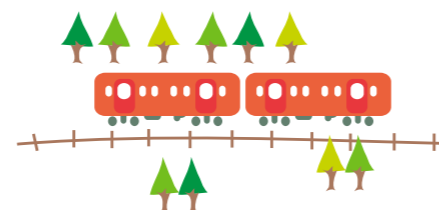
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

JR芸備線補助制度

JR芸備線対策協議会では、地域の活性化や芸備線の利用促進のため補助金を交付しています。

補助名	補助要件	補助金額
JR利用促進事業補助	行事等10人以上のグループでの芸備線利用	1グループあたり2万円以内(運賃の1/2)
芸備線利用促進地域活性化イベント補助	民間団体が10人以上で芸備線、または駅舎等を利用してイベントを開催	1団体あたり3万円以内(経費の1/2)

※制度の利用には事前申請が必要です。



問芸備線対策協議会 ☎0824-62-6395